

金山町地域子育て支援センター

おひさま (中央公民館隣り)

就学前のお子さんの遊び場や
保護者の交流・相談の場を提供しています。

NEW
木製大型遊具が
設置されました!!

子育て世代の親子の交流の場となっている子育て支援センターおひさまに木製大型遊具が設置されました。また、11月にはタッチパネルにさわるだけで直感的に遊べるデジタル遊具も導入します。夏でも冬でもおもいっきり体を使って遊べる快適な子育て空間へ、ぜひ遊びに来てください。



「おひさま」の主な事業

子育てがっこう

金山町では「適時適育」を教育の基本理念とし、「親子の愛着形成」「子育てを通じた親育ち」「地域の家庭教育力の向上」等を目的とし、様々な事業を実施しております。中でも「子育てがっこう」では、就園前のお子さんを対象にベビーマッサージ教室や読み聞かせ・お話し会などを実施しています。



ベビーマッサージ教室

新生児期・乳児期のスキンシップはとても大切です。この講座ではオイルを使ったベビーマッサージを行います。



プレベビーマッサージ教室

赤ちゃんとのふれあい方や赤ちゃんの成長にあった体操などを助産師より学ぶことができます。



離乳食講座

離乳食の始め方や進め方について栄養士がお話しします。個別相談もあります。



読み聞かせ・お話し会

読み聞かせは情緒の安定や親子の愛着形成につながると言われています。お子さんと楽しい時間を過ごしましょう。



おかあさん体操

産後は身体や心の変化など悩みがたくさん。身体のケアとリフレッシュを目的に体操教室を行います。

家庭育児支援金

金山町に住所を有し、かつ現に居住している方で、認定こども園や認可外保育所等の保育施設を利用しないで、家庭で子育てを行っている全ての保護者に対して、1人あたり月1万円分(現金5千円+商品券5千円分)を給付しています。



すべての子どもたちと 子育て世代のために

かねやまの子育て



母子手帳アプリ「すくすくかねやま by 母子モ」

母子手帳アプリすくすくかねやまは、妊娠から出産、子育てまでをフルサポートするアプリです。赤ちゃんの成長をしっかりと記録します。予防接種や健診、子育てイベントなどのスケジュールのお知らせが届き、参加したいものにはオンライン予約もできます。ダウンロードはこちらから▶



森の子ども図書 (交流サロンぽすと)



「森の子ども図書」・「放課後こども教室」は、おはなしサークル「きつねのボタン」の皆さんにご協力いただき、子どもたちにとつてのあたたかい居場所を提供しています。未就園児・小学生とその保護者等、どなたでもご利用できます。

【日時】
月曜日～金曜日

＜夏＞ 昼12時30分～午後5時30分

＜冬＞ 昼12時30分～午後5時

お盆・年末年始休業あり

【場所】
交流サロンぽすと2階

【内容】
絵本の貸し出し、工作など

【利用・申込】
無料・事前申し込みは不要ですが、本の貸し出しには登録が必要です。

【小学生の利用について】
「放課後子ども教室」は、親の了承を得た児童のみ、学校帰りの立ち寄り1時間まで可能です。

NEW 一時預かり事業をはじめました

保護者の就労、職業訓練、就学等、または傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情により保育が困難となった場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かりする事業です。

- 対象児童／満3か月～未就学児が対象
- 実施時間／午前8時30分～午後5時
- 利用・申込／事前の登録が必要です。登録後、利用したい日の7日前まで申込み。1時間あたり400円(減免制度あり)



職場の理解で
休みやすく



子の看護等による 休暇取得促進奨励金

仕事と子育ての両立を支援するため、町内の事業所に勤務する子育て世代の常用労働者が、高校生以下の子の看護等による休暇（子の病気等の看護など）子育てに関する用事がある場合）を取得した場合、労働者一人当たり月8時間を上限とし、1時間当たりの山形県最低賃金相当額を事業主に交付します。

男性の育休も
あたりまえに



男性の育児休業 取得促進奨励金

町内の事業所に勤務する町内在住の男性労働者に、2歳までの子の養育のため、子の出生後8週経過後※に連続した5日以上の育児休業を取得させ、かつ、職場復帰後1か月以上雇用させた場合、男性育児休業を取得した者1人につき20万円の奨励金を事業主に交付します。

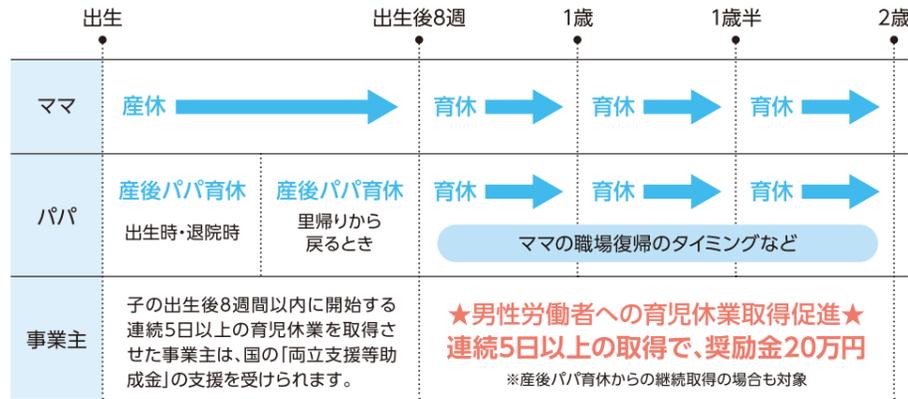
※子の出生後8週間以内に育児休業を5日以上取得した場合は対象外です。

事業主に 奨励金

仕事と育児の 両立を応援！

子育て中の男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備し、子育てに対する男女共同参画の意識啓発を図るため、要件を満たした事業主に対し奨励金を交付します。

男性の育児休業取得促進奨励金に係る 育児休業のパターンと奨励金(例)



制度改正により、請求が必要になる場合（※）があります。請求が必要となる方の請求受付開始日、受付方法等については、広報かねやま、町公式ホームページ等でお知らせいたします。

【※請求が必要となる方】

- ◎ 制度改正により、新たに対象となる児童を養育している方で、現在受給していない方
- ◎ 高校生年代のみの児童を養育する方
- ◎ 所得上限限度額以上である方

改正内容	改正前		改正後(令和6年10月～)	
	第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降※
3歳未満	15,000円		15,000円	30,000円
3歳～小学生修了	10,000円	15,000円	10,000円	
中学生	10,000円		10,000円	
高校生年代	なし		10,000円	
所得制限	あり		なし	
支払回数	年3回(2・6・10月)支払		年6回(偶数月)支払	

※第3子以降を数えるための対象が、これまでの高校生年代から19～22歳年代(大学生年代)まで拡大

児童手当が拡充されます

18歳未満のすべての子どもとその家族

令和6年4月から

こども家庭センター

が設置されました。

妊娠・出産（育児期）
教育期まで幅広くサポート。
各種手続きについてもご相談ください。

こども家庭センターでは、妊産婦や乳幼児を育てている方を支援する「子育て世代包括支援センター」と、虐待や貧困などの問題を抱えた方を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一体化して、18歳未満の全ての子どもやその家族、妊産婦の相談を受け付け、地域とのつながりを生かした子育て支援を行っています。

妊娠期から出産、育児期は、お母さんとそのご家族が不安や負担を抱えることの多い時期です。そんな時期も安心して子育てが出来るよう、「こども家庭センター」が最初の窓口となり、保健師や開業助産師、子育て支援センターおひさま等、関係機関が連携してサポートします。また、障害や特別な配慮を必要とする児童や家庭への支援についても相談体制を充実していきます。

こども家庭センターでは、相談支援のほかに、母子健康手帳交付をはじめ、保育所の入所手続きや、児童手当・子ども医療費助成などの相談にもワンストップで対応いたします。

お気軽にご相談ください



結婚

やまがたハッピーサポートセンター登録支援事業

結婚新生活支援事業



妊娠・出産

一般不妊治療費助成事業

母子健康手帳の交付

妊婦健康診査

出産・子育て応援給付金

産前産後サポート事業
マタニティ教室・すこやか相談

伴走型相談支援事業

出産祝金



子育て世代の ライフイベントに応じた町の支援策

育児

乳幼児健診

予防接種費用助成

産後ケア事業

家庭育児支援金 ※7ページに掲載

一時預かり ※6ページに掲載

赤ちゃん訪問・養育支援訪問

子育てがっこう事業 ※7ページに掲載

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童手当

※R6.12月支給分(10月分)から拡充されます。詳しくは次ページに掲載

医療

18才まで医療費無償

ひとり親家庭等医療

未熟児養育医療給付



住居

住宅リフォーム
総合支援事業



教育

ブックスタート事業

保育料負担軽減・多子通園費助成

入学等祝金

小・中学校就学支援・援助(一部)

放課後児童クラブ利用料補助(一部)

学力向上対策

金山育英会による進学援助

